

大学奨学資金貸付の 申し込みを受け付けます

経済的な理由で大学への進学が困難な方に、市では奨学資金（入学支度金・修学金）の貸付をしています。

※ほかの奨学金などを受ける方は利用できません。

■**申込期限** 3月10日(木)

■**貸付予定人員**

○入学支度金 2人

○修学金 5人

■**貸付対象者の要件**

入学支度金

○修学金の貸付を受ける要件を備えている方の親権者または成年後見人

修学金

○日本国民で、引き続き3年以上西条市に住所がある方の子弟で、4年制以上の大学に進学される方
○学業・人物ともに優秀な方
○学資の支払いが困難であると認められる方

■**貸付額**

○入学支度金 30万円以内

○修学金 月額3万円以内

■**貸付金返還**

○貸付金は無利子で、修学金貸付期間終了後、1年間据え置かれます。

○入学支度金は4年間で、半年ごとに3万7500円を償還していただきます。

○修学金は8年間で、半年ごとに9万円を償還していただきます。

■**問合せ**

市庁舎別館学校教育課
学務係

TEL0897-52-1252

農業委員会委員 選挙人名簿の縦覧

3月31日(水)に確定する農業委員会委員選挙人名簿の縦覧を行います。登録に該当する方は確認をしてください。

■**登録資格**

平成2年4月1日以前に生まれた方で、市内に住所があり、10アール以上の農地につき耕作の業務を営む方、もしくはその同居の親族またはその配偶者で、1年に60日以上耕作に従事する方

■**縦覧期間**

2月23日(火)～3月9日(火)
8時30分～17時

■**縦覧場所・問合せ**

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局
TEL0897-52-1263

浄水場発生土を 園芸に利用しませんか

愛媛県西条地区工業用水道管理事務所では、浄水処理の過程において発生する浄水場発生土を販売しています。

■**浄水場発生土とは**

○浄水処理の過程で水中に含まれるにがりの成分を取り出し固めたもので、有害な成分は含まれていません。
○保水性と排水性に富み、プランター・鉢植え、田土や畑土に使用できます。
○養分はほとんど含まれていませんが、ほかの養土と混合することで良質な園芸用土になります。

■**販売価格** (消費税込)

1立方メートルあたり100円
※1立法メートル未満は1立方メートルとします。

■**購入方法**

当事務所へ事前にお問い合わせのうえ、愛媛県ホームページ「公営企業管理局」のページで、売却申込書をダウンロードできます。

■**問合せ** 愛媛県西条地区工業用水道管理事務所 管理課

TEL0897-56-0715
URL <http://www.pref.ehime.jp/>

市民に愛される水道に向けて

災害対策も皆さまの水道料金で成り立っています

災害時でも安定的に水を供給できるようにするため、緊急時給水拠点確保等事業として、水道施設の耐震化や配水池の増設などを行っています。

これら施設の整備等は、水道使用者の皆さまから納めていただいた水道料金で成り立っています。

水道事業会計は市の一般会計とは異なり、ほぼ水道料金収入のみを財源として運営しています。健全な経営を維持するため、数年に一度料金設定の見直しを行っています。水道使用者の皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

●緊急時給水拠点確保等事業（東予地区）の事業費

事業年度：平成16～21年度
総事業費：約15億円
国庫補助：約4億円

※右写真は当事業で平成20年度に完成した「実報寺配水池」。



問合せ 市庁舎本館水道業務課 TEL0897-52-1352

身体に障害のある方の 運転免許取得費・自動車改 造費を助成します

身体に障害のある方が自動車の運転免許を取得もしくは自身が運転できるよう自動車を改造する場合、その経費の一部を助成します。

■**運転免許取得費の助成**

○障害種別等
種別等級は問いません。

○助成の対象

普通一種免許の取得に係る経費の2分の1以下（限度額10万円）

■**自動車改造費の助成**

○障害種別等

上肢、下肢、体幹機能の障害がある方

○助成の対象

ハンドル、アクセル、ブレーキなど、障害者が運転できるように改造する経費（限度額10万円。所得制限あり）

■**申請先**

○市庁舎別館社会福祉課
障害者福祉係

TEL0897-52-1214

○各総合支所市民福祉課
福祉係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）